



## 第69回 定時株主総会 招集ご通知

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に對し退職慰勞金贈呈の件

日時 2024年6月27日(木曜日)午前10時

場所 岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地  
当社本店 7階会議室

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 9729  
株式会社トーカイ  
岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地  
(発信日) 2024年6月5日  
(電子提供措置の開始日) 2024年6月3日



## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り  
厚く御礼申し上げます。

第69回定時株主総会を6月27日(木曜日)に  
開催いたしますので、ご通知申し上げます。

代表取締役社長

**浅井利明**

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会資料掲載ウェブサイト  
<https://d.sokai.jp/9729/teiji/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)又は証券コード(9729)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当社ウェブサイト  
<https://www.tokai-corp.com/finance/stocks/meeting/>



## 第69回定時株主総会招集ご通知

日 時	2024年6月27日（木曜日）午前10時
場 所	岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地 当社本店 7階会議室
報告事項	1. 第69期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第69期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

- 株主様（書面交付請求をいただいた株主様を除く）には、株主総会参考書類及び事業報告の一部を抜粋して送付しております。ご送付している書面の項番等は電子提供措置事項と同一の項番等としており、連番となっておりますのでご了承ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
  - ②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
  - ③業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
- 本総会の決議結果につきましては、書面による送付に代えて、前頁に記載の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。なお、配当金についてのご連絡は従来どおり書面にてご送付いたします。

## 議決権行使についてのご案内

### 事前に議決権を行使される場合

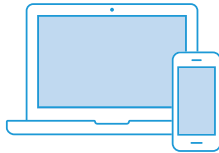
#### 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 **2024年6月26日(水曜日)午後5時30分必着**

#### インターネット等による議決権行使



インターネット等により議決権を行使される場合には、本頁及び次頁の内容をご確認のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 **2024年6月26日(水曜日)午後5時30分まで**

### 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただくようお願い申し上げます。

株主総会  
日時 **2024年6月27日(木曜日)午前10時**

#### 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

#### 招集にあたっての決定事項


インターネット等で重複して議決権を行使された場合、最後に到着した行使内容を有効といたします。議決権行使書用紙が再発行された場合の書面による議決権重複行使についても同様といたします。

ただし、書面とインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使内容を有効といたします。

ご不明な点につきましては、  
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

**株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部**

議決権行使に関する  
パソコン等の操作方法について

 **0120-652-031**  
(9:00~21:00)

その他のご照会

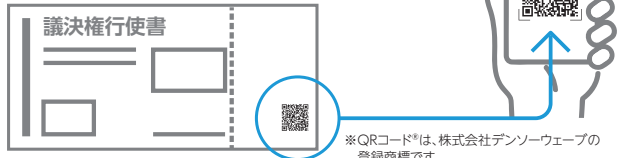
 **0120-782-031**  
(平日9:00~17:00)



## 「スマート行使」によるご行使

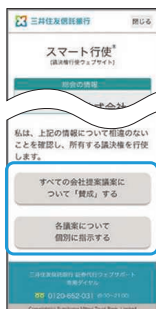
### 1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

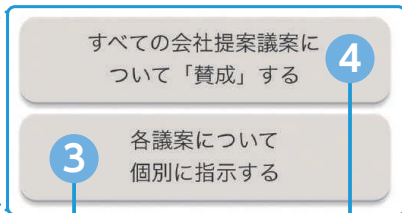


※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### 2 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

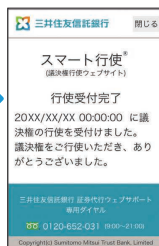


### 3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### 4 すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押してください。  
**行使完了**



一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

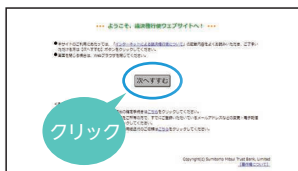
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。



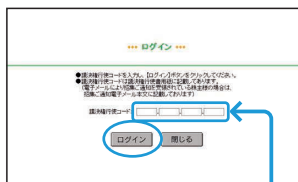
## パソコン等によるご行使

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



### 2 ログインする

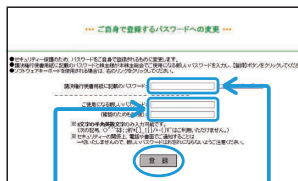


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



### 3 パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

パスワード

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおり、実施したいと存じます。

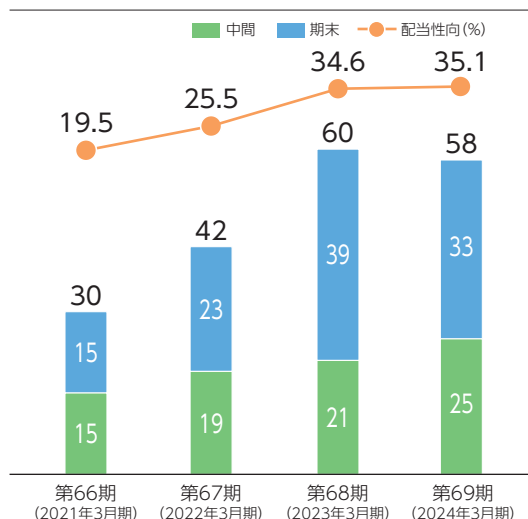
### 期末配当に関する事項

当社は、企業価値の向上及び株主価値の最大化を図るべく、事業拡大のための必要な投資資金としての内部留保を確保すると同時に、利益配分につきましては、安定的かつ業績に対応した配当を継続すること及び配当性向35%を目安として配当金額を決定することを配当政策の基本方針としております。

その方針に沿って、経営成績等を勘案し期末配当は、当社普通株式1株につき33円の配当を実施したいと存じます。したがって、中間配当を含めた年間配当は当社普通株式1株につき58円となります。

当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

[ご参考] 1株当たり配当金／配当性向の推移



### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき33円

配当総額 1,161,828,624円

### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

(注) 2022年11月7日開催の取締役会において、利益配分に関する基本方針の変更を決議し、株主還元の更なる充実を目的として、配当性向の目安を25%から35%に引き上げることいたしました。





## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) 事業目的の記載の変更

現行定款第2条に定める目的について、今後の事業拡大及び多様化に備え、目的を追加するとともに、当社事業の現状に即して事業内容を明確化するものであります。

#### (2) 取締役社長に事故あるときの職務の代行に関し、役付取締役に制限する規定の削除

現行定款第24条第4項に定める取締役社長に事故あるときの職務の代行について、役付取締役以外の取締役からも選定することができるよう、役付取締役に制限する規定を削除するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目的) 当社は、次の各事業を営むことを目的とする。	第2条 (目的) (現行どおり)
(1) (条文省略)	(1) (現行どおり)
(24)	(24)
(25) 各種情報の <u>収集、分析及び提供</u>	(25) 各種情報の <u>分析、提供サービス及び宣伝、広告の企画、制作及び運営</u>
(26) (条文省略)	(26) (現行どおり)
(30) (新 設)	(30)
(31) (条文省略)	(31) <u>有料職業紹介事業及び求人者・求職者に対する支援サービス、教育訓練、指導員派遣</u>
(37)	(32) (現行どおり)
第3条 (条文省略)	(38)
第23条	第3条 (現行どおり)
第24条 (役付取締役及び代表取締役) (条文省略)	第23条
4 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い <u>取締役副社長、専務取締役、又は常務取締役が</u> 取締役社長の職務を代行する。	第24条 (役付取締役及び代表取締役) (現行どおり)
	4 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い取締役社長の職務を代行する。





## 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名全員は任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と更なる経営の機動性向上を図るため1名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会で検討がなされましたが、意見はありませんでした。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	在任年数	第69期に開催の取締役会／指名・報酬委員会出席状況
1	おのぎ こうじ 小野木 孝二 (男性) <span>再任</span>	代表取締役会長	42年	取締役会 15回／16回 ( 93%) 指名・報酬委員会 6回／6回 ( 100%)
2	あさ いとし あき 浅井 利明 (男性) <span>再任</span>	代表取締役社長	7年	取締役会 16回／16回 ( 100%) 指名・報酬委員会 6回／6回 ( 100%)
3	まつ の えい こ 松野 英子 (女性) <span>再任</span>	取締役	5年	取締役会 16回／16回 ( 100%)
4	あさ の とも よし 浅野 智義 (男性) <span>再任</span>	取締役	2年	取締役会 16回／16回 ( 100%)
5	お り たかし 小里 孝 (男性) <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	取締役	2年	取締役会 16回／16回 ( 100%) 指名・報酬委員会 6回／6回 ( 100%)
6	かわ しま けん じ 川島 健資 (男性) <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	—	—	—
7	ご とう とも こ 後藤 智子 (女性) <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	—	—	—

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。



再任

候補者  
番号

1

おのぎこうじ  
小野木孝二

1955年2月16日生

保有する当社の株式数  
(役員持株会保有分含む)

1,156,785株

#### 略歴、地位及び担当

1977年3月	当社入社	1994年6月	当社取締役副社長
1981年9月	当社取締役	1995年6月	当社代表取締役副社長
1987年6月	当社常務取締役	1998年6月	当社代表取締役社長
1991年6月	当社専務取締役	2023年6月	当社代表取締役会長（現任）

#### 重要な兼職の状況

株式会社トーカイ（四国）代表取締役会長  
株式会社サン・シング東海代表取締役会長  
株式会社日本情報マート代表取締役会長  
公益財団法人小野木科学技術振興財団理事長  
一般社団法人日本福祉用具供給協会理事長  
一般社団法人日本病院寝具協会理事長

#### 選任の理由及び期待される役割の概要

経営者としての豊富な業務経験及び当社グループの事業全体における幅広い知見に基づき、当社グループ全体の持続的な企業価値向上に資する経営の牽引や取締役会での重要な意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。



再任

候補者  
番号

2

あさ い とし あき  
浅井 利明

1964年1月24日生

保有する当社の株式数  
(役員持株会保有分含む)

21,928株

### 略歴、地位及び担当

1986年3月	当社入社	2017年4月	当社執行役員病院関連事業本部長
2006年4月	当社病院関連事業本部東部営業部 ゼネラルマネジャー	2017年6月	当社取締役病院関連事業本部長
2013年4月	当社病院関連事業本部副本部長	2019年6月	当社常務取締役病院関連事業本部長
2013年10月	当社執行役員寝具・リネンサプライ事業本部長	2020年6月	当社専務取締役営業統括
		2022年6月	当社代表取締役専務内部統制担当 兼経営管理担当 業務統括
		2023年6月	当社代表取締役社長（現任）

### 選任の理由及び期待される役割の概要

経営者としての豊富な業務経験及び当社グループの事業全体における幅広い知見に基づき、経営方針・経営戦略実現に向けて優れたリーダーシップを発揮するとともに、事業領域間の調整や当社グループ全体の利益を考慮した取締役会での重要な意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。



再任

候補者  
番号

3

まつの  
**松野**  
えいこ  
**英子**

1963年4月30日生

保有する当社の株式数  
(役員持株会保有分含む)

15,458株

### 略歴、地位及び担当

1996年5月	たんぽぽ薬局株式会社入社	2016年4月	たんぽぽ薬局株式会社取締役薬局事業本部本部長
2006年4月	たんぽぽ薬局株式会社業務本部 ゼネラルマネジャー	2017年6月	たんぽぽ薬局株式会社代表取締役社長
2009年4月	たんぽぽ薬局株式会社執行役員 業務本部副本部長	2019年6月	当社取締役調剤事業担当 たんぽぽ薬局株式会社代表取締役社長 (現任)
2011年10月	たんぽぽ薬局株式会社取締役業務本部副本部長		

### 重要な兼職の状況

たんぽぽ薬局株式会社代表取締役社長

### 選任の理由及び期待される役割の概要

当社グループの調剤サービスにおける幅広い経験・実績・知見に基づき、当社グループの調剤サービスにおける一層の事業展開や取締役会での重要な意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。



再任

候補者  
番号

4

あさ の とも よし  
**浅野 智義**

1962年2月13日生

保有する当社の株式数  
(役員持株会保有分含む)

26,831株

### 略歴、地位及び担当

1984年3月	当社入社	2010年7月	当社執行役員給食事業担当兼トーカイフーズ株式会社代表取締役専務
2005年4月	当社病院関連事業本部給食事業課ゼネラルマネジャー	2011年6月	当社執行役員給食事業担当兼トーカイフーズ株式会社代表取締役社長
2006年7月	当社病院関連事業本部中西部営業部ゼネラルマネジャー	2017年7月	当社執行役員病院関連事業本部東部担当本部長兼東部営業推進担当
2007年10月	当社病院関連事業本部企画部ゼネラルマネジャー	2022年6月	当社取締役健康生活事業担当 病院関連事業本部長（現任）
2008年4月	当社病院関連事業本部サージカルリネン部ゼネラルマネジャー		
2009年4月	当社病院関連事業本部営業企画部ゼネラルマネジャー		
2010年6月	当社病院関連事業本部営業企画部ゼネラルマネジャー兼トーカイフーズ株式会社代表取締役専務		

### 選任の理由及び期待される役割の概要

当社病院関連事業及び給食事業における営業戦略及び業務管理等を通じて事業拡大に貢献した実績に基づき、当社グループの健康生活サービスにおける一層の事業展開や取締役会での重要な意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。



再任

社外

独立

候補者  
番号

5 おり たかし  
小里 孝

1948年11月11日生

保有する当社の株式数  
(役員持株会保有分含む)

169株

### 略歴、地位及び担当

1971年 4月	株式会社十六銀行入行	2013年 6月	株式会社十六総合研究所取締役社長
1993年 6月	株式会社十六銀行証券部長	2014年 6月	株式会社十六カード顧問
1994年 6月	株式会社十六銀行人事部長	2015年 6月	株式会社十六総合研究所顧問
1995年 6月	株式会社十六銀行取締役本店営業部長	2015年 7月	株式会社オフィスTO-RESEARCH代表取締役（現任）
1997年 6月	株式会社十六銀行常務取締役	2019年 3月	株式会社ANCジャパン代表取締役会長
2000年 6月	株式会社十六銀行専務取締役	2022年 6月	当社社外取締役（現任）
2004年 6月	十六リース株式会社取締役社長		
2010年 6月	株式会社十六ディーシーカード兼株式会社十六ジェーシービー取締役社長 (2014年4月に両社が合併し、株式会社十六カードに商号変更)		

### 重要な兼職の状況

株式会社オフィスTO-RESEARCH代表取締役

### 選任の理由及び期待される役割の概要

地域金融機関における経営者としての豊富な経験とその経験から培った企業経営に関する幅広い知見に基づき、客観的な視点で当社グループの事業展開の助言や取締役会での重要な意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。



新任

社外

独立

候補者  
番号

6

かわしま  
川島

けんじ  
健資

1954年3月18日生

保有する当社の株式数  
(役員持株会保有分含む)

0株

### 略歴、地位及び担当

1977年7月	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーニューヨーク本社入社	2003年6月	メリルリンチ日本証券株式会社(現BofA証券株式会社)取締役副社長
1981年5月	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー東京駐在員事務所ヴァイスプレジデント	2010年7月	メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役副会長
1986年5月	ゴールドマン・サックス証券会社(現ゴールドマン・サックス証券株式会社)東京支店法人部長	2014年4月	ドイツ証券株式会社取締役副会長
1991年1月	ゴールドマン・サックス証券会社資本市場部長	2019年9月	認定特定非営利活動法人Teach For Japan理事(非常勤)(現任)
1994年2月	メリルリンチ証券会社(現BofA証券株式会社)東京支店マネージングディレクター兼債券資本市場部長	2022年11月	マネックスPB株式会社会長(非常勤)(現任)

### 選任の理由及び期待される役割の概要

外資系金融機関における経営者としての豊富な経験に基づき、国内外の経済政策や金融事情に精通し、客観的な視点で当社グループにおける投資案件等に関する助言や取締役会での重要な意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できるものと判断し、新任の社外取締役候補者といたしました。





新任

社外

独立

候補者  
番号

7

ごとう ともこ  
後藤 智子

1967年8月15日生

保有する当社の株式数  
(役員持株会保有分含む)

0株

### 略歴、地位及び担当

2000年8月	Gleason,Dunn,Walsh&O'Shea 法律事務所入所	2017年11月	Morrison & Foerster LLP 入所 (東京オフィス勤務) Contract Attorney
2002年1月	ニューヨーク州弁護士登録	2019年12月	東京弁護士会弁護士登録
2002年3月	米国連邦地方裁判所ニューヨーク 州北部地区弁護士登録	2020年1月	T&K法律事務所入所
2004年9月	太陽誘電株式会社入社	2020年9月	弁護士法人丸の内ソレイユ法律事 務所入所
2007年10月	エルピーダメモリ株式会社入社	2022年10月	響法律事務所 (現瀬戸総合法律事 務所) 入所 (現任)
2009年11月	アイエヌジー生命保険株式会社法 務コンプライアンス部マネージャ ー	2023年2月	特許庁法務調査員 (非常勤職員)
2010年7月	国際航業ホールディングス株式会 社 (2015年7月に日本アジアグ ループ株式会社に合併し解散) 法 務担当部長		

### 重要な兼職の状況

瀬戸総合法律事務所 弁護士

### 選任の理由及び期待される役割の概要

弁護士としての専門的な知識・経験が豊富で高い見識を有しているうえに、企業内弁護士としても知的財産権分野をはじめ豊富な経験を有していることから、客観的な視点で当社グループにおけるコンプライアンス・内部統制等に関する助言や取締役会での重要な意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。



- (注) 1. 小野木孝二氏は、株式会社日本情報マートの代表取締役会長及び株式会社サン・シング東海の代表取締役会長を兼務しており、当社と当該各社との間には商品の売買等の取引があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小里孝、川島健資、後藤智子の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は小里孝氏の再任が承認可決された場合には、引き続き、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、小里孝氏は、2014年6月まで株式会社十六カード取締役社長、2023年9月まで株式会社ANCジャパン代表取締役会長の役職にあり、当社と2社との間には取引等があります。取引等の内容は、株式会社十六カードにつき決済代行等、株式会社ANCジャパンにつき特定技能外国人の紹介等であり、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計に占める取引等の金額の割合は、2024年3月期においていずれも0.1%未満と僅少であり、かつ、2社の売上高に占める取引等の金額の割合は、直前事業年度において株式会社十六カードにつき0.2%未満、株式会社ANCジャパンにつき1.0%未満と僅少であります。また、川島健資、後藤智子の両氏の選任が承認可決された場合にも、同じく独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、後藤智子氏は、2020年8月までT&K法律事務所に所属しており、当社は2023年2月以降、同所へ弁護士報酬を支払った実績がありますが、2024年3月期におけるその支払い額は8百万円未満であります。
4. 後藤智子氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏の「選任の理由及び期待される役割の概要」に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 小里孝氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は小里孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結しており、同氏が再任された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、川島健資、後藤智子の両氏が取締役に就任した場合、同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社並びに子会社の取締役及び監査役、並びに当社の執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案

## 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役村木利光、川添衆の両氏は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の本総会への提出については、監査等委員会の同意を得ております。

また、本議案について、各監査等委員である取締役において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。



再任

候補者  
番号

1

むら き とし みつ  
**村木 利光**

1959年1月8日生

保有する当社の株式数  
(役員持株会保有分含む)

21,237株

### 略歴、地位及び担当

1981年3月	当社入社	2009年4月	当社シルバー事業本部西部営業部ゼネラルマネジャー
2000年4月	当社リースキン事業本部営業推進二部部长	2012年4月	当社シルバー事業本部副本部長
2004年4月	当社L.E.C.事業本部営業部ゼネラルマネジャー	2014年7月	当社執行役員シルバー事業本部長
2006年7月	当社病院関連事業本部中西部営業部(給食事業)ゼネラルマネジャー	2020年6月	当社取締役病院関連事業本部長
		2022年6月	当社取締役(監査等委員)(現任)

### 選任の理由及び期待される役割の概要

長年経営幹部として当社及び子会社の経営に携わり、当社グループの事業全般における豊富な経験・知見を有することから、重要な経営判断や経営管理等の観点において適切な監査・監督、助言をいただけるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。



再任

社外

独立

候補者  
番号

2

かわ ぞえ しゅう  
川添 衆

1955年7月10日生

保有する当社の株式数  
(役員持株会保有分含む)

3,110株

### 略歴、地位及び担当

1978年4月	ライオン油脂株式会社（現ライオン株式会社）入社	2013年1月	ライオン株式会社執行役員兼ライオンハイジーン株式会社代表取締役社長
2004年3月	ライオン株式会社国際事業本部統括部長	2017年1月	ライオン株式会社顧問兼ライオンハイジーン株式会社代表取締役社長
2008年1月	ライオンハイジーン株式会社取締役管理部長兼企画開発部長	2018年1月	ライオンハイジーン株式会社顧問
2009年1月	ライオンハイジーン株式会社常務取締役営業本部長	2018年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2010年1月	ライオンハイジーン株式会社代表取締役社長		

### 選任の理由及び期待される役割の概要

ライオン株式会社及びライオンハイジーン株式会社において長く経営の最前線で手腕を発揮されたことから、経営者としての高い見識及び当社事業領域における豊富な経験を基に、経営全般の監督、経営方針及び経営効率向上のための有益な助言が期待できるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といいたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 川添衆氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は川添衆氏の再任が承認可決された場合には、引き続き、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定であります。同氏は、2017年12月までライオンハイジーン株式会社代表取締役社長の役職にあり、同社と当社との間には取引等があります。取引等の内容は、当社工場等にて使用する洗浄剤の購入等であり、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計に占める取引等の金額の割合は、2024年3月期において0.2%未満と僅少であり、かつ、同社の売上高に占める取引等の金額の割合は、直前事業年度において0.5%未満と僅少であります。
4. 川添衆氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は村木利光、川添衆の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結しており、両氏が再任された場合は、両氏の間で当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社並びに子会社の取締役及び監査役、並びに当社の執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することとしております。村木利光、川添衆の両氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 本議案可決後の監査等委員会メンバー (予定)

氏名		重要な兼職	第69期に開催の取締役会／ 指名・報酬委員会／監査等委員会出席状況					
むら 村	きとし 木利	光 みつ	(男性)	再任 常勤監査等委員	—	取締役会 監査等委員会	16回／ 14回	16回 ( 100%) 14回 ( 100%)
かわ 川	ぞえ 添	しゅう 衆	(男性)	再任 社外 独立	—	取締役会 指名・報酬委員会 監査等委員会	16回／ 6回／ 14回	16回 ( 100%) 6回 ( 100%) 14回 ( 100%)
う 宇	の 野	ひろし 裕	(男性)	(任期中) 社外 独立	株式会社ひつじ企画 代表取締役社長	取締役会 指名・報酬委員会 監査等委員会	16回／ 6回／ 14回	16回 ( 100%) 6回 ( 100%) 14回 ( 100%)



(ご参考) 取締役のスキル・マトリックス

	取締役名	性別	独立性	企業経営	営業推進	コスト管理	人材開発	財務・会計	コンプライアンス・内部統制	新規事業開発	DX戦略
取 締 役	小野木孝二	男性		○			○	○		○	
	浅井 利明	男性		○	○					○	○
	松野 英子	女性				○	○		○		
	浅野 智義	男性			○	○	○		○		
	小里 孝	男性	独立	○	○			○			
	川島 健資	男性	独立	○				○		○	
	後藤 智子	女性	独立				○		○		
監 査 等 委 員	村木 利光	男性				○		○	○		
	川添 衆	男性	独立	○		○			○		
	宇野 裕	男性	独立	○			○		○		

- (注) 1. 「企業経営」には、当社の代表取締役及び他社（当社グループを除く。）において実質的な企業経営に従事した経験を有する者が該当します。
2. 各取締役には特に期待する分野を最大4つ記載しており、記載していない分野の知見を持たないことを表すものではありません。

## 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます白木元朗、広瀬章義の両氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内におきまして退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。本議案は、当社においてあらかじめ取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

なお、本議案について、監査等委員会で検討がなされましたが、意見はありませんでした。  
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名				略歴
しら	き	もと	あき	2012年6月 当社取締役就任 2014年6月 当社常務取締役就任 2017年4月 当社専務取締役就任（現任）
白	木	元	朗	
ひろ	せ	あき	よし	2014年6月 当社取締役就任（現任）
広	瀬	章	義	

以 上





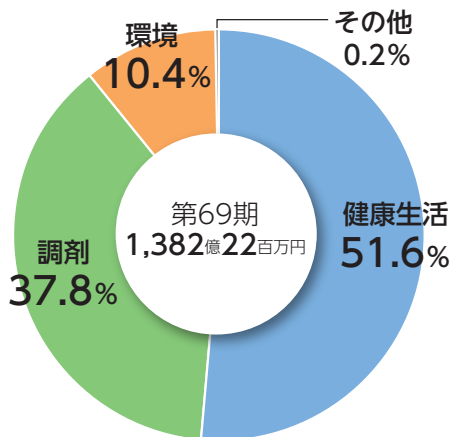
## 1 企業集団の現況に関する事項

### [1] 主要な事業内容

健康生活サービス 713億52百万円

調剤サービス 522億87百万円

環境サービス 143億96百万円



### 「清潔と健康」を提供する 総合サービス業

当社グループは、提供するサービスの内容によって、快適な療養、生活をサポートする事業として「健康生活サービス」、調剤技術を通じて地域医療をサポートする事業として「調剤サービス」、快適な空間づくりをサポートする事業として「環境サービス」、上記以外を「その他」に事業区分しております。

## 健康生活サービス

### 病院関連事業



病院寝具・白衣等のレンタルやリネンサプライ、看護補助、院内物流管理等の医療周辺業務をワンストップで受託し、医療機関の運営をサポートしています。介護福祉施設においても、寝具類のレンタルを中心に同様のサービスを提供しています。

### 寝具・リネンサプライ事業

ホテルや各種宿泊施設への寝具類のレンタル及びリネンサプライサービスを提供しています。

### シルバー事業



高齢者の在宅生活をサポートするのに欠かせない、介護保険制度に基づく介護用品のレンタル・販売、住宅改修サービスを提供しています。

### 給食事業



医療機関や介護福祉施設等において給食サービスを提供。普通食はもちろん、病状に合わせた治療食やソフト食等、ニーズに合わせて幅広く対応しています。

### アクアクララ事業



自社プラントで製造しているおいしいお水“アクアクララ”をご家庭やオフィスにお届けしています。

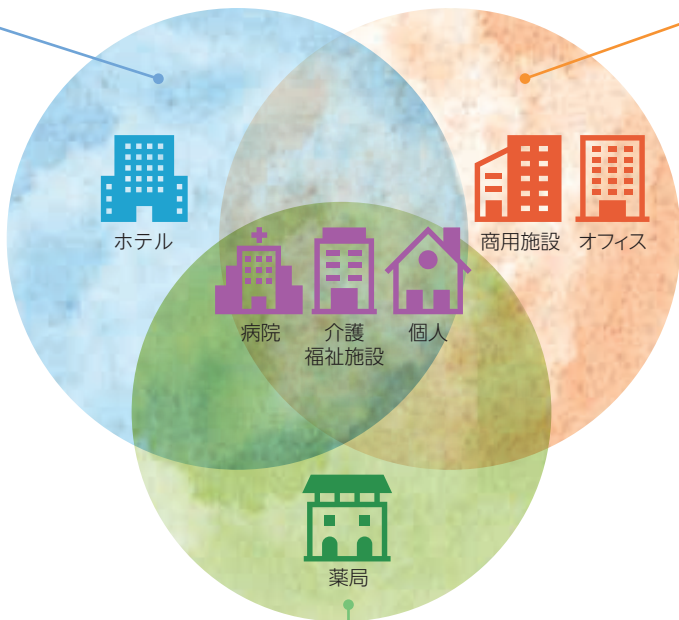
### クリーニング設備製造事業



クリーニング工場の省人化や効率化に寄与する、仕上げ工程の機械設備を開発・製造しています。



## 当社グループのお客様



## ..... 調剤サービス .....

### 調剤薬局事業



医療機関の門前一等地を中心とした調剤専門薬局「たんぼ薬局」を展開。患者宅を訪問して薬の提供を行う在宅調剤にも積極的に取り組み、門前薬局でありながら、身近な「かかりつけ薬局」として地域医療を支えています。

## ..... 環境サービス .....

### リースキン事業



環境美化用品のレンタルを行う「リースキン」ブランドのフランチャイズチェーンを全国で展開しています。

### ビル清掃管理事業



各種施設での清掃や警備業務等、ビルの総合管理を行っています。院内感染防止に寄与する特殊な清掃技術を強みに、医療機関や介護福祉施設でのサービスも展開。

### 太陽光事業



地球環境に優しい「再生エネルギー」の取り組みとして、自社所有地にメガソーラーを設置し、固定価格買取制度による売電事業を展開しています。

## ..... その他 .....

### 情報提供事業

ビジネスレポート、個別調査、小冊子の作成、ビジネス情報サイトの運営等を行っています。

## [2] 主要な営業所及び工場

事業区分	売上区分	営業所及び工場	
健康生活サービス	当 社	病院関連事業	本社・羽島本部（岐阜県）、支店及び営業所5拠点、工場6拠点
		シルバー事業	本社・羽島本部（岐阜県）、支店及び営業所63拠点、工場6拠点
		寝具・リネンサプライ事業	羽島本部（岐阜県）、支店及び営業所6拠点、工場1拠点
		その他	アクアクララ事業 支店及び営業所4拠点、工場1拠点
	子会社	病院関連事業 寝具・リネン サプライ事業	株式会社トーカイ（四国） 本社（香川県）
			株式会社同仁社 本社（福島県）
			株式会社サン・シング東海 本社（岐阜県）
		シルバー事業	株式会社同仁社 本社（福島県）
			ゆうえる株式会社 本社（大阪府）
			給食事業
クリーニング設備 製造事業	株式会社プレックス 本社（香川県）		
調剤サービス	子会社	調剤薬局事業	たんぼぼ薬局株式会社 本社（岐阜県）、店舗154店
環境サービス	当 社	リースキン事業	羽島本部（岐阜県）、支店及び営業所13拠点、工場1拠点
		太陽光事業	本社（岐阜県）
		不動産賃貸事業	本社（岐阜県）
	子会社	リースキン事業	株式会社同仁社 本社（福島県）
			株式会社リースキンサポート 本社（岐阜県）
			株式会社サカタ 本社（岐阜県）
		ビル清掃管理事業	株式会社ティ・アシスト 本社（岐阜県）
			株式会社ビルメン 本社（埼玉県）
不動産賃貸事業	株式会社ビルメン 本社（埼玉県）		
太陽光事業	九州メガソーラー株式会社 本社（岐阜県）		
その他	子会社	情報提供事業	株式会社日本情報マート 本社（東京都）



### [3] 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

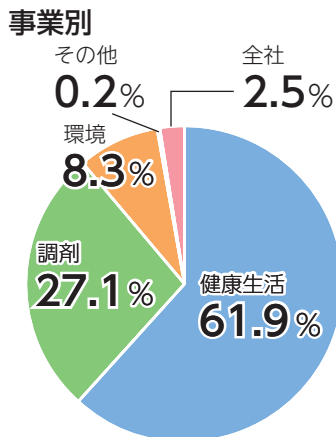
会社名	資本金 百万円	議決権の所有割合 %	主要な事業内容
株式会社トーカイ（四国）	56	100.0	病院関連事業及び寝具・リネンサプライ事業
株式会社プレックス	20	100.0（100.0）	クリーニング設備の製造及び販売
株式会社同仁社	200	91.1	病院関連事業、寝具・リネンサプライ事業、 シルバー事業及びリースキン事業
トーカイフーズ株式会社	12	100.0	病院給食事業
株式会社サン・シング東海	100	51.0	布団製造
ゆうえる株式会社	14	100.0	シルバー事業
たんぼぼ薬局株式会社	693	100.0	調剤薬局事業
株式会社ティ・アシスト	10	100.0	ビル清掃管理事業
株式会社ビルメン	30	100.0（100.0）	ビル清掃管理事業
株式会社リースキンサポート	30	100.0	マット・モップ等の配送及び交換
株式会社サカタ	50	100.0	モップ・ロールタオルの製造
九州メガソーラー株式会社	67	100.0	太陽光を活用した売電事業
株式会社日本情報マート	30	99.7	中堅中小企業向け経営コンテンツ提供事業

- (注) 1. 議決権の所有割合は間接保有分を含めており、( ) 内は内書で間接保有分であります。
2. 株式会社トーカイ（本社：香川県高松市）は、商号が当社と同一のため、株式会社トーカイ（四国）と表記しております。
  3. 大和メンテナンス株式会社は、2023年4月1日付で、当社を存続会社とする吸収合併により、消滅いたしました。

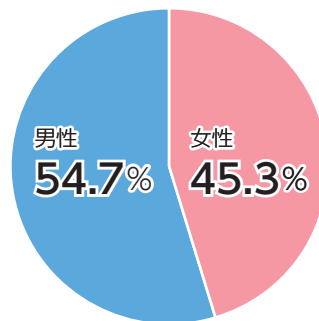
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。
- ④ 親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等の内容  
該当事項はありません。

#### [4] 従業員の状況

企業集団の従業員の状況



男女別



事業セグメントの名称	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減
健康生活サービス	2,635 [2,723]	84名 (3.3%)
調剤サービス	1,152 [154]	49名 (4.4%)
環境サービス	352 [1,189]	27名 (8.3%)
その他	9 [-]	△2名 (△18.2%)
全社 (共通)	106 [8]	4名 (3.9%)
合計	4,254 [4,074]	162名 (4.0%)

	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減
男性	2,329	71名 (3.1%)
女性	1,925	91名 (5.0%)
合計	4,254	162名 (4.0%)

(注) 1. 従業員数は、当連結会計年度末の就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は、[ ] 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。



## [5] 財産及び損益の状況の推移

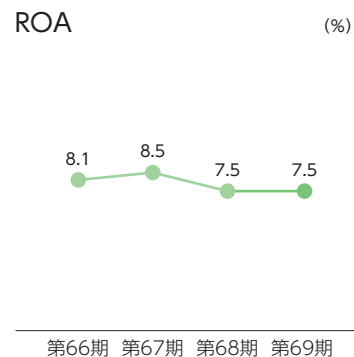
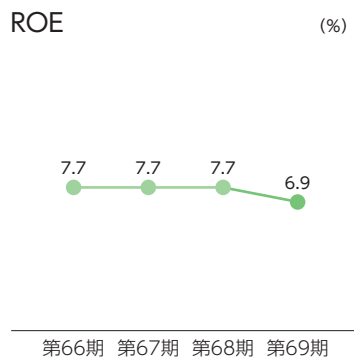
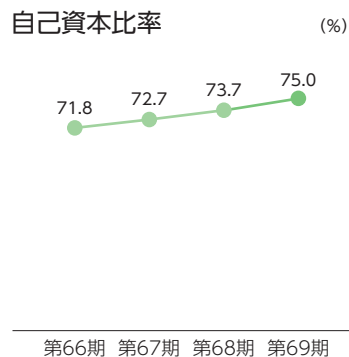
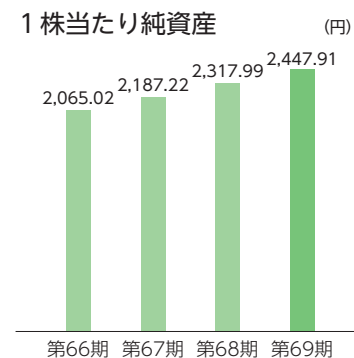
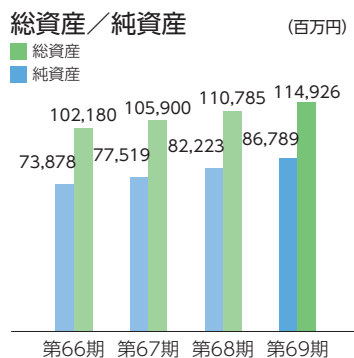
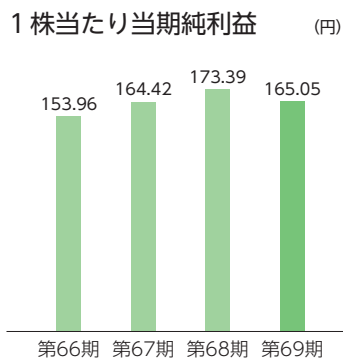
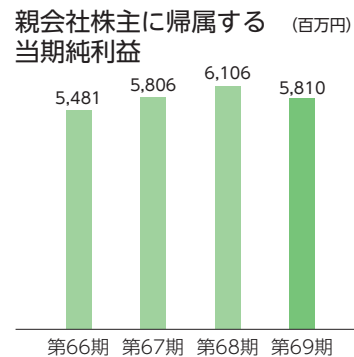
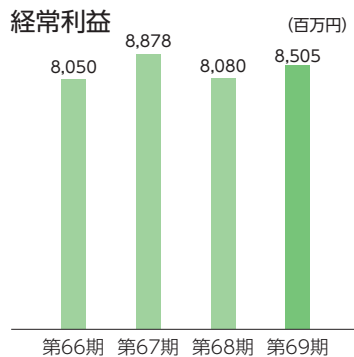
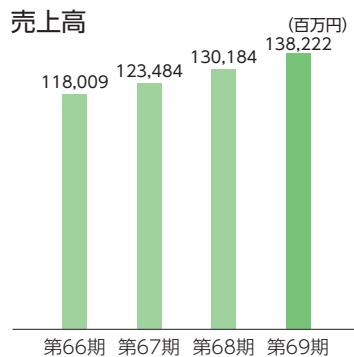
区 分	第66期 2021年3月期	第67期 2022年3月期	第68期 2023年3月期	第69期 2024年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	118,009	123,484	130,184	138,222
経常利益 (百万円)	8,050	8,878	8,080	8,505
親会社株主に 帰属する当期純利益 (百万円)	5,481	5,806	6,106	5,810
1株当たり当期純利益 (円)	153.96	164.42	173.39	165.05
総資産額 (百万円)	102,180	105,900	110,785	114,926
純資産額 (百万円)	73,878	77,519	82,223	86,789
1株当たり純資産額 (円)	2,065.02	2,187.22	2,317.99	2,447.91
自己資本比率 (%)	71.8	72.7	73.7	75.0

### (ご参考)

設備投資 (百万円)	3,414	4,722	6,474	9,257
減価償却 (百万円)	3,553	3,863	4,189	4,596
従業員数 (人)	3,919	3,977	4,092	4,254
1株当たり配当金 (円)	30.0	42.0	60.0	58.0
配当性向 (%)	19.5	25.5	34.6	35.1
ROE (%)	7.7	7.7	7.7	6.9
ROA (%)	8.1	8.5	7.5	7.5
ROIC (%)	6.8	7.3	6.6	6.5

(注) 2024年3月期(当連結会計年度)の状況につきましては、「1 企業集団の現況に関する事項 [6] 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。







## [6] 事業の経過及びその成果

はじめに、2024年1月1日に発生しました令和6年能登半島地震により、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社グループにつきましては、石川県穴水町にあるたんぼぼ薬局の店舗設備が一部損壊するなどの影響があったものの、人的支援・物的支援の継続により、いち早くすべての店舗で営業を開始し、年初から被災地域の患者さまへの薬剤供給が滞ることのないよう努めております。また、国や各業界団体等からの要請に応じて、被災地域へのたんぼぼ薬局の人員派遣やシルバー事業の近隣営業拠点から福祉避難所へ介護ベッドの提供などを行ってまいりました。引き続き、医療・介護サービスの安定供給の一端を担う企業グループとして、被災地域の一日も早い復興に貢献してまいります。

当連結会計年度（2023年4月1日～2024年3月31日）におけるわが国経済は、2023年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上における位置づけが「5類」に引き下げられたことなどにより、経済活動が急速に正常化したしました。一方で、エネルギーや原材料価格の高止まりなどによるさまざまなコスト上昇に加えて、あらゆる業界において人手不足が深刻化するなど、経営環境は依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループにおいては、2025年3月期までを計画期間とする中期経営計画「Challenge for the new stage!」に掲げる各種施策の推進に取り組むことで、より一層の事業成長を図ってまいりました。利益面については、各種コスト高や人手不足による影響など、中期経営計画策定時点の想定と大きく異なる状況が生じておりますが、リネン類の洗濯工場における生産性向上や間接部門における業務改善の推進、お客様への適正価格でのサービス提供などにより、最大限の収益確保と従業員一人当たりの付加価値向上に引き続き取り組んでおります。

2023年10月には、関東エリアの新たな基幹工場となる埼玉工場（埼玉県毛呂山町）が稼働を開始いたしました。当工場の稼働により、健康生活サービスにおいて工場立ち上げに係る一時費用や減価償却費が発生しておりますが、関東エリアにおける病院関連事業とシルバー事業の生産効率の向上及び事業拡大に取り組むことで、中長期でのさらなる成長につなげてまいります。

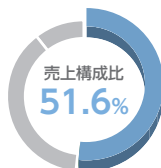
また、シルバー事業については、2023年9月に株式会社ケアクレスト（三重県津市）、12月には株式会社ウィズ（大阪市）の全株式を取得し、グループ化いたしました（いずれも非連結子会社）。引き続きM&Aに積極的に取り組むことで、トーカイグループとしてのサービス提供エリアの密度を高め、介護用品レンタルのサービス品質の向上とシェア拡大に一層努めてまいります。

当連結会計年度においては、主力のレンタル売上が好調に推移したことに加え、コロナ禍で厳しい環境が続いていた宿泊施設向けの寝具・リネンサプライ事業とクリーニング設備製造事業が大きく回復したことなどにより、全セグメントで増収となりました。利益面では、売上拡大のための資材費の増加や埼玉工場の稼働に係る費用の増加などにより健康生活サービスが減益となりましたが、お客様へのサービス提供価格および契約内容の見直しや調剤薬局における処方箋受付枚数の増加、リースキン事業におけるグループ会社統合の効果が業績に寄与したことなどにより、営業利益は前期比減益を見込んでいた当初公表の連結業績予想（2023年5月11日発表）を上回り、前年同期比増益で着地いたしました。

当連結会計年度における当社グループの経営成績につきましては、売上高1,382億22百万円（前年同期比80億37百万円増、6.2%増）、営業利益80億82百万円（前年同期比2億27百万円増、2.9%増）、経常利益85億5百万円（前年同期比4億24百万円増、5.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益58億10百万円（前年同期比2億96百万円減、4.8%減）となり、売上高につきましては過去最高を更新いたしました。



## セグメント別状況



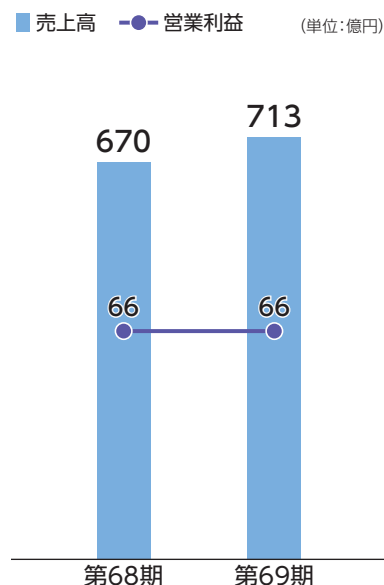
### 健康生活 サービス

売上高 713億 52百万円 (前年同期比 6.4%増)

営業利益 66億 18百万円 (前年同期比 0.7%減)

病院関連事業では、戦略商品である「入院・入居セット」の介護福祉施設への営業を強化し、新規獲得に努めるとともに、サービス提供価格等お客様との契約内容見直しにも取り組みました。また、シルバー事業においては、埼玉メンテナンスセンターの開設やサービスセンターの設置により関東地域での事業基盤強化を図るなど、同エリアをはじめとした各地域でのシェア拡大に向けた取り組みを行いました。

これらの結果、病院関連事業の「入院・入居セット」やシルバー事業の介護用品レンタルの売上が好調に推移しました。また、寝具・リネンサプライ事業の売上が観光需要拡大に伴うホテル・旅館の客室稼働率回復により伸長したことに加え、クリーニング設備製造事業の売上が人手不足に起因する省人・省力化設備への投資意欲の高まりにより大幅に伸長したことから、当セグメントは前年同期比増収となりました。利益面につきましては、増収効果のほか、エネルギー原単位改善等生産性向上に努めたことによる利益貢献はあるものの、10月から稼働した埼玉工場に係る一時費用及び減価償却費等により前年同期の営業利益を僅かに下回りました。





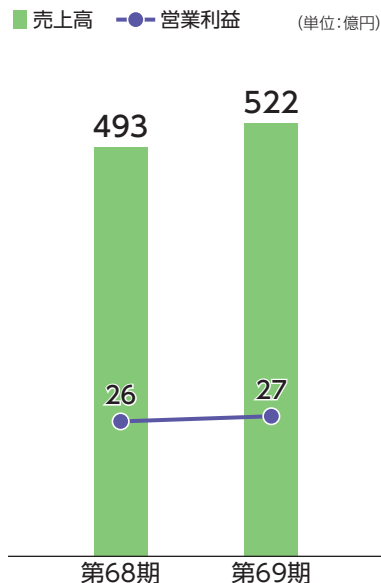
## 調剤 サービス

売上高 522億 87百万円 (前年同期比 6.0%増)

営業利益 27億 95百万円 (前年同期比 4.3%増)

当期は7店舗の出店、2店舗の閉店により店舗数は合計154店舗となりました。また、在宅患者を対象とした訪問サービスや、かかりつけ薬剤師として、特に服薬期間中のフォローアップを積極的に行うことにより、医療機関や他職種との連携を強化するとともに、継続的な薬学管理を通じた薬物療法の質と安全性の向上に努めてまいりました。さらに、患者さまの利便性向上及び裾野拡大を目的に導入したLINEミニアプリの登録促進など、地域で一番選ばれる薬局になるための取り組みを推進しております。

これらの結果、前期に出店した4店舗を含めた新店効果に加え、既存店での処方箋枚数の増加や、かかりつけ機能強化による技術料売上の増加により、前年同期比増収増益となりました。





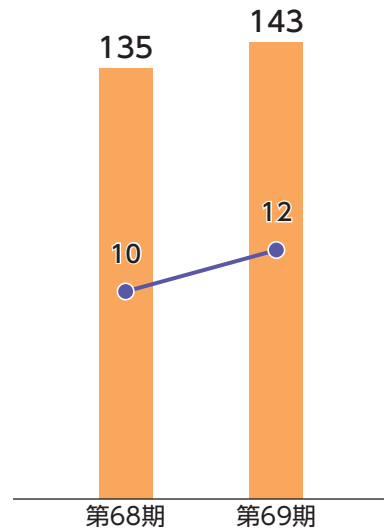
## 環境 サービス

売上高 143億 96百万円 (前年同期比 6.2%増)  
営業利益 12億 58百万円 (前年同期比 21.9%増)

リースキン事業では、トイレ周り商品の拡販に注力し、当該商品を切り口とした営業を強化するため、「トイレアドバイザー」の育成に努めております。また、非連結子会社1社、連結子会社1社の吸収合併による統合効果を最大限発揮するため、業務集約と効率化に取り組みました。ビル清掃管理事業では、院内感染防止のための清掃に注力し、より高い専門性が求められる手術室清掃にも取り組んでおります。

これらの結果、リースキン事業においてトイレ周り商品の売上が好調に推移したほか、非連結子会社の吸収合併により前年同期比増収となりました。利益面につきましては、子会社2社の吸収合併による統合効果が利益に貢献しました。また、ビル清掃管理事業においては、工程改善に加え、前期に発生した新規事業所立ち上げに係る一時費用等がなくなったことにより収益性が改善したほか、前期には不動産事業においても不動産売却に伴う一時的な費用の計上があったことから、前年同期比増益となりました。

■ 売上高 ■ 営業利益 (単位:億円)



## [7] 対処すべき課題

「清潔と健康」に関わる幅広い事業を展開する当社グループは、サービスを通じて継続的かつ安定的に「安全・安心」を提供することが社会的な使命であると考え、事業活動を行っております。引き続き、医療・介護の基盤を支える企業グループとして、安定的なサービス提供を通じて社会的な責任を果たしていくとともに、グループの経営資源を有機的に活用した新たな価値創造を追求してまいります。

昨今のさまざまなコストの増加や競争の激化など厳しい経営環境下においては、お客様に従来どおりのサービスや価値を提供するだけにとどまらず、従業員一人ひとりの生産性向上やスキル向上を通じて付加価値を高めていくことが企業の持続的な成長に不可欠な取り組みであると考えております。

また、資本効率を意識した経営に努め、さらなる企業価値向上を目指していくことも当社グループにおける重要な経営課題であると認識しております。

### ① 社会やお客様のニーズに適応したサービスの追求

医療と介護の分野を中心に「清潔と健康」に関わる幅広い事業を展開している強みを活かし、グループ間及び事業間の有機的な連携をさらに強化し、社会や生活様式の変化、お客様やご利用お客様のニーズに対応した当社グループならではの新しい付加価値、医療・介護・環境分野の新しいサービス創出を追求してまいります。

### ② 企業活動とデジタルの融合による効率化及び競争力強化

既存の業務や事業運営において、デジタルを活用した効率化や生産性向上が企業活動の前提となっている現在、その取り組みを企業活動の変革や競争力強化につなげる「DX」により具現化していくことが求められています。当社グループにおいても、企業活動とデジタルの融合に向け、システム投資やDXの推進を積極的に進め、業務効率化や生産性向上、新たなビジネスモデルの創出等を図ることで、競争力を一層強化し、持続的な成長を志向できる企業活動の基盤を再構築してまいります。

### ③ 「人的資本」の強化

お客様に「清潔と健康」に関わる安全・安心なサービスを提供する当社グループにおいては、現業に従事する従業員一人ひとりの存在が経営の根幹をなす重要な資本であり、当社グループの付加価値創出につながる最大の強みと考えております。国内の労働力人口が減少するなかで、多様な人材が活躍できる労働環境・働き方の整備、積極的な採用活動、専門性を高める人材育成・教育に注力することで、より高品質なサービス提供を可能にする「人的資本」の強化に引き続き努めてまいります。





以上のような経営環境及び経営課題に対応するための取り組みの方向性を踏まえ、当社は2025年3月期を最終年度とする中期経営計画「Challenge for the new stage!」（2021年5月17日公表）を策定しております。持続的な成長を実現できる新たなステージを目指し、経営方針に掲げるトーカーグループのありたい姿の達成に向けて、「続ける」「変える」「創る」の3つの基本方針に沿った各種施策に引き続き取り組んでまいります。

また、多岐にわたるサステナビリティ課題への対応及び社会の持続的な発展に貢献することは、プライム上場企業としての重大な責務であると認識しております。

当社グループは、創業当初よりレンタルビジネスを中心とする事業活動を通じて持続可能な社会の実現に取り組んでまいりました。このような当社グループの事業活動の根幹の部分は、2015年に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の考え方に合致するものであり、引き続きSDGs達成に貢献すべく、当社グループのマテリアリティに対する取り組みを推進してまいります。

(ご参考) 2024年3月期の主な取り組み／トピックス

● 関東エリアの新たな基幹工場となる埼玉工場が稼働開始

2023年10月より、埼玉県毛呂山町に新設した埼玉工場が稼働を開始いたしました。既存の横浜工場およびさいたまメンテナンスセンターから、病院リネンの洗濯工場および介護用品のメンテナンスセンターとしての機能を移管。関東エリアにおける病院関連事業とシルバー事業の一層の事業拡大を図ってまいります。



● たんぽぽ薬局LINE公式アカウントの登録者数が10万人突破

たんぽぽ薬局の公式LINEアカウントでは、「薬の受け取り予約」や「オンライン服薬指導」などさまざまな機能をご利用いただけます。2023年10月にはミニアプリのメニューを刷新し、より見やすく、使いやすくりニューアルしました。2022年8月の公開以来、多くの方にご利用いただき、アカウントの友だち登録者数は当初目標としていた10万人を超えました（2024年3月末時点）。引き続き、お薬の提供だけでなくご利用の皆様の健康管理にも役立つさまざまなコンテンツの提供に取り組んでまいります。



● トーカイグループ初の『統合報告書』を発行

当社グループが事業を通じて、どのように社会課題を解決し、持続的な企業価値向上を図っていくのかをステークホルダーの皆さまにわかりやすくお伝えするべく、トーカイグループとして初めての統合報告書（対象期間：2023年3月期）を発行しました。ぜひご覧ください。

<https://www.tokai-corp.com/sustainability/archives/>





## [8] 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は92億57百万円となりました。当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

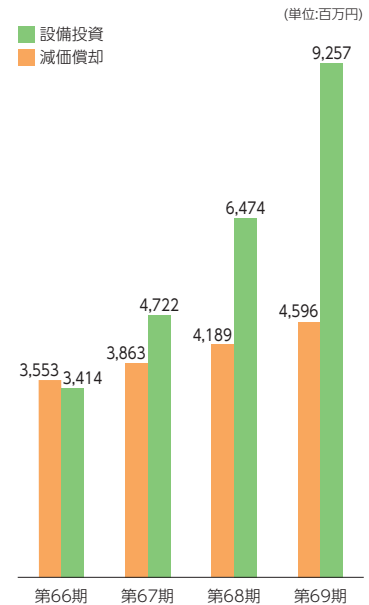
- ・当 社
  - 埼玉工場
  - 介護用レンタル資産の取得
  - クリーニング設備の更新
  - システム導入・更改

- ・連結子会社
  - たんぼぼ薬局株式会社
  - 新規出店舗等の取得
  - 調剤関連器具及び店舗備品

### ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設・拡充

- ・当 社
  - 営業所、メンテナンスセンター
  - 介護用レンタル資産の取得
  - システム導入・更改

- ・連結子会社
  - たんぼぼ薬局株式会社
  - 新規出店舗等の取得
  - 調剤関連器具及び店舗備品



## [9] 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

## [10] 主要な借入先

主要な借入先はありません。

[11] 事業の譲渡、他の会社の事業の譲受け、合併等企業再編行為等  
特記すべき事項はありません。

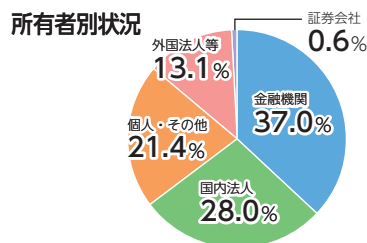
[12] その他の企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項

[1] 発行可能株式総数 114,000,000株

[2] 発行済株式の総数 35,206,928株  
(自己株式834,418株を除く。)

[3] 株主数 4,971名



(注)構成比率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

### [4] 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社小野木興産	5,640	16.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,744	7.79
トーカイ共友会	1,429	4.06
株式会社大垣共立銀行	1,420	4.03
株式会社十六銀行	1,410	4.00
岐阜信用金庫	1,344	3.81
株式会社三菱UFJ銀行	1,339	3.80
小野木孝二	1,127	3.20
株式会社北陸銀行	1,051	2.98
トーカイ従業員持株会	957	2.71

(注) 持株比率は自己株式（834,418株）を控除して計算し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。



**[5] 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況**  
取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	11,564	6
監査等委員である取締役	-	0

(注) 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、「4 会社役員に関する事項 [5] 取締役の報酬等 ④非金銭報酬等の内容 a. 譲渡制限付株式報酬」に記載のとおりであります。

**[6] その他株式に関する重要な事項**  
該当事項はありません。

**3 会社の新株予約権等に関する事項**

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### [1] 取締役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
小野木 孝二	代表取締役会長	株式会社トーカイ（四国）代表取締役会長 株式会社サン・シング東海代表取締役会長 株式会社日本情報マート代表取締役会長 公益財団法人小野木科学技術振興財団理事長 一般社団法人日本福祉用具供給協会理事長 一般社団法人日本病院寝具協会理事長
浅井 利明	代表取締役社長	－
白木 元朗	専務取締役	中国・四国リネンサプライ担当 株式会社トーカイ（四国）代表取締役社長
広瀬 章義	取締役	環境事業担当 L.E.C.事業本部長 株式会社サカタ代表取締役社長
松野 英子	取締役	調剤事業担当 たんぽぽ薬局株式会社代表取締役社長
浅野 智義	取締役	健康生活事業担当 病院関連事業本部長
小里 孝	取締役	株式会社オフィスT O - R E S E A R C H代表取締役
川村 治夫	取締役	キャス・キャピタル株式会社代表取締役
村木 利光	取締役 (監査等委員)	－
川添 衆	取締役 (監査等委員)	－
宇野 裕	取締役 (監査等委員)	株式会社ひつじ企画代表取締役社長

(注) 1. 当事業年度及び当事業年度末日後の取締役の異動等

- ① 代表取締役社長小野木孝二氏は、2023年6月29日開催の第68回定時株主総会終了後の取締役会において代表取締役会長に選定され、就任いたしました。
- ② 代表取締役専務浅井利明氏は、2023年6月29日開催の第68回定時株主総会終了後の取締役会において代表取締役社長に選定され、就任いたしました。



2. 取締役小里孝、川村治夫並びに監査等委員である取締役川添衆、宇野裕の4氏は社外取締役であります。なお、当社は4氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 取締役小里孝氏は、2014年6月まで株式会社十六カード取締役社長、2023年9月まで株式会社ANCジャパン代表取締役会長の役職にあり、当社と2社との間には取引等があります。取引等の内容は、株式会社十六カードにつき決済代行等、株式会社ANCジャパンにつき特定技能外国人の紹介等であり、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計に占める取引等の金額の割合は、2024年3月期においていずれも0.1%未満と僅少であり、かつ、2社の売上高に占める取引等の金額の割合は、直前事業年度において株式会社十六カードにつき0.2%未満、株式会社ANCジャパンにつき1.0%未満と僅少であります。
4. 監査等委員である取締役川添衆氏は、2017年12月までライオンハイジーン株式会社代表取締役社長の役職にあり、当社と同社との間に取引等があります。取引等の内容は、当社工場等にて使用する洗浄剤の購入等であり、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計に占める取引等の金額の割合は、2024年3月期において0.2%未満と僅少であり、かつ、同社の売上高に占める取引等の金額の割合は、直前事業年度において0.5%未満と僅少であります。
5. 監査等委員である取締役村木利光氏は、長年経営幹部として当社の経営に携わり、また、子会社の代表取締役を務めたこと等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社内における効率的な情報収集・情報共有、内部監査部門及び会計監査人との十分な連携等を通じ、当社監査等委員会の監査・監督機能の強化を図るために、社内事情に精通した村木利光氏を常勤監査等委員として選定しております。

## **[2] 責任限定契約の内容の概要**

当社は、社外取締役及び監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。

## **[3] 補償契約の内容の概要**

該当事項はありません。

## **[4] 役員等賠償責任保険の内容の概要**

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社並びに子会社の取締役及び監査役、並びに当社の執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することとしております。保険料については、当社が全額負担しております。

当社は、上記の保険契約により被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、上記の保険契約において、被保険者の犯罪行為又は違法と認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等は補償対象外としております。





## [5] 取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

### a. 基本方針

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスにおける重要事項と位置付け、取締役会において、取締役報酬の基本方針を以下のとおり定め、本基本方針に基づき取締役報酬制度を設計、決定しております。

1. 持続的な業績及び企業価値向上の動機付けにつながるものであること
2. 優秀な人材を確保・登用できる水準と設計であること
3. 株主をはじめとしたステークホルダーにとって、客観性や合理性のある設計であること

### b. 報酬構成

当社の監査等委員でない社内取締役（以下「業務執行取締役」という。）の報酬は、月額固定報酬としての「基本報酬」、年次の短期業績連動報酬としての「賞与」、中長期インセンティブ報酬としての「譲渡制限付株式報酬」、退任時に支給する「退職慰労金」及び社宅提供時に会社が負担する非金銭報酬等としての「社宅会社負担金」で構成されております。

・月額固定報酬としての「基本報酬」は、業務執行取締役の所管業務、連結経営に対する貢献及び責任等を勘案し、役位毎に定めた基準に基づき決定し、毎月支給いたします。

・年次の短期業績連動報酬としての「賞与」は、役位毎に定めた当該事業年度の業績に関する指標（以下「業績連動指標」という。）を基に、定性的な個人評価を加味したうえで決定し、毎年、事業年度終了後の一定の時期に支給いたします。

・中長期インセンティブ報酬としての「譲渡制限付株式報酬」は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、その責任と役割を勘案して役位毎に定めた金銭報酬債権の額に応じ、毎年、事業年度終了後の一定の時期に、当社株式を交付いたします。

・退任時に支給する「退職慰労金」は、在任期間中の功労に報いるために、株主総会の承認を得たうえで、支給いたします。

・社宅提供時に会社が負担する非金銭報酬等としての「社宅会社負担金」は、当社が支払う賃料等の合計額と、当社社内規程に基づき取締役が負担する額との差額とし、毎月取締役に支給する基本報酬から、当該取締役負担額を控除いたします。

なお、監査等委員でない社外取締役の報酬につきましては、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督する役割を鑑みて、「基本報酬」のみとしております。

c. 報酬等の支給割合

基本報酬（月額固定報酬）、賞与（年次の短期業績連動報酬）及び譲渡制限付株式報酬（中長期インセンティブ報酬）の支給割合は、概ね6：2：2を目安とし、業務執行取締役ごとの報酬の構成割合は、当社グループの持続的な企業価値向上や成長に対する職責及び職務の質・量に応じて決定いたします。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会を設置しております。取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けたうえで、取締役会の委任を受けた代表取締役社長が取締役報酬等の決定方針、決定方法等を定めた社内規程等一定の基準に基づき決定していることから、当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

e. 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

当社は、取締役会の委任を受けた代表取締役社長が、当社社内規程等一定の基準に基づき、取締役会で決議した報酬枠の範囲内において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬（月額固定報酬）及び賞与（年次の短期業績連動報酬）の額を決定しておりますが、当社グループ全体の事業方針、業績等を総合的に勘案し、これらに対する各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責及び担当、寄与度や業績達成度等の評価を行うには、当社グループの業務執行全般を統括する代表取締役社長が決定することが適切であると考えております。

なお、当事業年度のうち、2023年4月から同年6月までの期間に係る報酬額は、当時の代表取締役社長小野木孝二氏が決定し、2023年7月から2024年3月までの期間に係る報酬額は、代表取締役社長浅井利明氏が決定しております。

② 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

監査等委員である取締役に対する報酬は、月額固定報酬としての「基本報酬」のみで構成されており、監査等委員である取締役の各人別の基本報酬の額は、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において決議いただきました金銭報酬枠の範囲内において、各自が担当する職務の質及び量に応じて、監査等委員である取締役の協議により決定しております。



### ③ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、業務執行取締役に対し、単年度の業績に連動した年次の短期業績連動報酬として、賞与を支給しております。

各人別の賞与の額は、役位別賞与基準額及び業績連動指標を基に、定性的な個人評価を加味したうえで決定しており、当社の業績及び企業価値の向上並びに株主及び投資家の皆様との価値共有の観点から、該当事業年度におけるa)連結売上高、b)連結当期純利益及びc)部門業績(売上高・経常利益)を業績連動指標として採用しております。

上記a)及びb)の実績は「1 企業集団の現況に関する事項 [5] 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。なお、上記c)の計画値及び実績値は対外的に公表しておりませんが、賞与支給額の算出にあたり使用した当事業年度の部門業績(売上高・経常利益)の平均達成率は約100.9%となりました。

### ④ 非金銭報酬等の内容

#### a. 譲渡制限付株式報酬

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、業務執行取締役(以下譲渡制限付株式報酬の支給対象を「対象取締役」という。)に対して、譲渡制限付株式報酬を支給しております。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は、2020年6月26日開催の第65回定時株主総会において決議いただきました金銭報酬債権の総額及び割当株式総数の上限の範囲内において、取締役会において決定することとし、対象取締役は、当該取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の発行又は処分を受けるものとします。ただし、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整いたします。

1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。



#### b. 非金銭報酬等としての社宅会社負担金

当社は、業務上の理由により、業務執行取締役が転居することに伴い必要となる場合には、当該取締役に対して社宅を提供するものとし、当社が賃貸人に支払う賃料等の合計額と、当該取締役が当社に支払う社宅の利用の対価（以下「自己負担額」という。）との差額を、非金銭報酬等（以下「社宅会社負担金」という。）として取り扱っております。

社宅会社負担金は、2009年6月26日開催の第54回定時株主総会において決議いただきました非金銭報酬の総額の範囲内で支給するものとし、当該取締役の自己負担額は、当社社内規程に基づき、当該取締役に対して毎月支給する基本報酬から控除しております。

#### ⑤ 取締役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬			非金銭報酬等	
		固定 報酬	業績 連動報酬	退職 慰労金	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員である 取締役を除く。） （うち社外取締役）	161 (14)	100 (14)	30 (-)	8 (-)	21 (-)	8 (2)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	22 (13)	22 (13)	-	-	-	3 (2)

(注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名であります。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第65回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬の額を年額90百万円以内、株式数の上限を8万株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は7名であります。

以上の金銭報酬及び譲渡制限付株式報酬とは別枠で、2009年6月26日開催の第54回定時株主総会において、業務上の理由により取締役が転居することに伴う社宅提供時に当社が負担する非金銭報酬等の額を、取締役1名あたり月額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名であります。

2. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬の額には、当事業年度中に役員賞与引当金繰入額として費用処理した27百万円を含んでおります。

4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の退職慰労金の額は、当事業年度中に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した8百万円となります。

⑥ 指名・報酬委員会の活動状況

取締役会の機能の独立性、客観性、説明責任を強化するため、2022年6月より取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置いたしました。社外取締役を主要な構成員（過半数を独立社外取締役から選出）とし、原則として年4回、必要に応じ臨時で開催し、代表取締役、役付取締役及び執行役員を選解任と取締役候補者の指名、並びに取締役及び執行役員の報酬に係る事項等について審議を行い、当該審議結果を取締役に答申をいたします。当事業年度においては、指名・報酬委員会を6回開催しており、以下の内容を主に審議しております。

- ・2023年4月17日開催：取締役報酬規則の改訂、取締役の選任及び基本報酬枠案答申について
  - ・2023年5月18日開催：業務執行取締役及び執行役員に対する賞与支給、譲渡制限付株式報酬について
  - ・2023年6月29日開催：委員長選定、議長職務代行順位決定、取締役退職慰労金規則改訂、年次活動日程について
  - ・2023年10月23日開催：取締役退職慰労金規則改訂について
  - ・2023年12月21日開催：取締役、執行役員業績連動賞与改訂について
  - ・2024年2月9日開催：執行役員の選任及び基本報酬枠答申について
- 個々の委員の指名・報酬委員会出席状況

	氏名	出席状況
代表取締役会長	小野木 孝二（議長）	6回/6回（100%）
代表取締役社長	浅井 利明	6回/6回（100%）
取締役	小里 孝（社外取締役）	6回/6回（100%）
取締役	川村 治夫（社外取締役）	6回/6回（100%）
取締役	川添 衆（社外取締役）	6回/6回（100%）
取締役	宇野 裕（社外取締役）	6回/6回（100%）





## [6] 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役小里孝氏は、株式会社オフィスTO-RESEARCHの代表取締役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役川村治夫氏は、キャス・キャピタル株式会社の代表取締役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役宇野裕氏は、株式会社ひつじ企画の代表取締役社長を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席会議及び出席状況	主な活動状況
取締役	小里 孝	取締役会 16回/16回 (100%) 指名・報酬委員会 6回/6回 (100%)	地域金融機関における経営者としての豊富な経験とその経験から培った企業経営に関する幅広い知見を基に、当社グループの人的資本経営に関し積極的な助言を行うとともに、中長期的な組織運営等に資する発言を行っております。 また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において、役員人事案や報酬支給案等について助言・提言を行うことにより、取締役会の独立性、客観性、説明責任の強化に重要な役割を果たしています。
取締役	川村 治夫	取締役会 16回/16回 (100%) 指名・報酬委員会 6回/6回 (100%)	ファンドマネージャーとしての豊富な知見・経験を基に、M&Aや投資案件、ファイナンスなどに関し積極的な助言を行うとともに、株主・投資家目線を踏まえた意見を述べております。 また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において、役員人事案や報酬支給案等について助言・提言を行うことにより、取締役会の独立性、客観性、説明責任の強化に重要な役割を果たしています。

区分	氏名	出席会議及び出席状況	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	川添 衆	取締役会 16回/16回 (100%)	<p>経営者としての高い見識及び当社事業領域における豊富な経験を基に、M&amp;Aや投資案件、リスク管理などに関し積極的な助言を行うとともに、株主・投資家目線を踏まえた意見を述べております。</p> <p>また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において、役員人事案や報酬支給案等について助言・提言を行うことにより、取締役会の独立性、客観性、説明責任の強化に重要な役割を果たしています。</p> <p>さらに、監査等委員会における当社グループ全体の監査・ガバナンス等に関する重要な意思決定への関与・助言を行うとともに、グループ役員との面談や主要子会社の視察等、経営全般の監督機能を発揮しました。</p>
		指名・報酬委員会 6回/6回 (100%)	
		監査等委員会 14回/14回 (100%)	
取締役 (監査等委員)	宇野 裕	取締役会 16回/16回 (100%)	<p>長年にわたる公職の経験及び健康生活分野における専門的知見を基に、当社グループのビジネスモデルや事業展開に関し積極的な助言を行うとともに、ガバナンスの強化に資する発言を行っております。</p> <p>また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において、役員人事案や報酬支給案等について助言・提言を行うことにより、取締役会の独立性、客観性、説明責任の強化に重要な役割を果たしています。</p> <p>さらに、監査等委員会における当社グループ全体の監査・ガバナンス等に関する重要な意思決定への関与・助言を行うとともに、グループ役員との面談や主要子会社の視察等、経営全般の監督機能を発揮しました。</p>
		指名・報酬委員会 6回/6回 (100%)	
		監査等委員会 14回/14回 (100%)	

- ③ 子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。





## 5 会計監査人の状況

### [1] 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### [2] 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### [3] 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

40百万円

- ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

50百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について、会計監査人から監査計画（監査方針、監査体制、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び見積報酬額について前期の実績と比較、関係部門等からの情報、評価を踏まえ検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### [4] 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、当該会計監査人が、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6 会社の支配に関する基本方針

### [1] 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者（以下「方針決定を支配する者」といいます。）の在り方について、基本的には、株主の皆様からの自由な判断に基づいた当社株式の自由な取引を通じて決定されるべきものであると考えており、上場企業として多様な投資家の方々に株主となっただき、そのさまざまな意見を当社の財務及び事業の方針の決定に反映させることが望ましいと考えております。

もっとも、わが国の資本市場においては、経営陣の同意なく、会社支配権の取得を意図した株式の大量買付行為が少なからずあり、このような買付行為の中には、当社及び当社グループの顧客、取引先、地域社会及び従業員等ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、株主の皆様から十分な判断の時間や判断の材料を与えないもの等、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する買付行為も想定されます。

当社は、このような買付行為を行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様からのさまざまな意見を当社の財務及び事業の方針の決定に反映させようとするにあたって望ましくないものと考えております。



## [2] 基本方針に関する取組み

当社は、以下のような取組みにより当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させることが、多様な投資家の皆様からの当社への投資につながり、結果的に、基本方針の実現に資するものと考え、これらの取組みを実施しております。

### ① 事業特性及び事業の根幹に対する認識

当社は、1955年の創業時から快適な職場環境や住空間の創造、人々の健康の増進や福祉の向上に資することを目的に、社会に貢献できる企業を目指し60年以上にわたってさまざまな事業を展開してまいりました。

現在では、医療機関や介護福祉施設等比較的体力が弱い方々が多く集まる場所で、各種の事業を展開しており、「衛生管理のプロ」としてその専門的な知識と経験を活かし、お客様にとって安心かつ安全なサービスの提供を心がけております。

このように、当社では事業の現場を最優先に考え、そこからお客様のニーズを的確にとらえて提供することで、当社のプレゼンスを向上させ、ひいては当社グループの持続的な企業価値の向上に努めております。

### ② 顧客との連携及び協力体制

当社グループでは数多くの医療機関や介護福祉施設からさまざまな業務を受託しており、そのような機関や施設と一体となってその運営に携わっております。

介護用品の貸与事業におきましても、全国に87ある介護保険指定事業者としての拠点（2024年3月末現在）を通じ、ケアマネジャーの方々の信頼の下、ご利用者様に介護用品を貸与しております。そして、調剤薬局事業では、中部地区を中心に154店舗（2024年3月末現在）を展開し、医療機関との緊密な連携を背景にして多くの患者の皆様にご提供させていただいております。さらに、環境サービスを構成するリースキン事業でも、全国に約900の地方本部・代理店を有するフランチャイズ網（2024年3月末現在）を築いております。

このような医療機関及び介護福祉施設や代理店との信頼関係は長い時間をかけて醸成してきたものであり、当社事業の根幹をなすものと考えております。

### ③ 事業環境に対する取組み

高齢者人口の増加を背景に医療に対する支出が増加し続け、国家財政にとって大きな問題となっており、厚生労働省は医療や介護にかかる費用を削減するために、法律や制度の改正を重ね、当社グループを取り巻く環境は厳しいといわざるを得ません。

そこで、当社グループでは、医療機関や介護福祉施設から多様な業務を受託することにより、このような収益環境の土台をなす法制度改正の荒波を乗り越えております。つまり、一つひとつの事業を独立させるのではなく、複数の事業を有機的に結合させてサービスを提供することにより、当社グループの強みを際立たせ、ひいては企業価値の向上及び株主共同の利益の向上を図っております。

#### ④ さまざまなステークホルダーとの緊密な関係

当社では、株主の皆様、顧客、取引先や従業員等さまざまな関係者からの、当社グループの事業特性へのご理解と事業そのものに対してのご協力を支えられて、これまで企業価値を高めるとともに、株主の皆様の共同利益の確保・向上に努めてまいりました。

この長年にわたって築いてきた協力体制を維持・発展させることをベースに、当社グループの事業の運営を進めることが極めて重要であると認識しております。

従いまして、引き続きこの協力体制を継続していくことが、当社グループの企業価値を最大化し、かつ株主共同の利益に資すると確信いたしております。

### [3] 当社の取組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

[2] の取組みは、いずれも、究極的には、当社株主共同の利益及び当社企業価値を向上させるための取組みであるため、これらの施策により、多様な投資家の皆様が当社へ投資することが期待できるという意味で、多様な株主の皆様のさまざまな意見の反映という当社の基本方針に沿うものであります。また、これらの施策は、当社の会社役員の地位の維持とは関係がありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、特に断りのある場合を除き、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり情報その他比率等は、全体を100%で表示する場合を除き、表示単位未満を四捨五入して表示しております。



連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>59,601</b>
現金及び預金	30,985
受取手形及び売掛金	20,985
有価証券	695
棚卸資産	5,545
その他	1,429
貸倒引当金	△40
<b>固定資産</b>	<b>55,324</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>37,328</b>
建物及び構築物	14,631
機械装置及び運搬具	6,405
土地	11,984
リース資産	944
建設仮勘定	519
その他	2,843
<b>無形固定資産</b>	<b>1,490</b>
のれん	191
その他	1,299
<b>投資その他の資産</b>	<b>16,505</b>
投資有価証券	10,126
繰延税金資産	1,470
その他	5,227
貸倒引当金	△318
<b>資産合計</b>	<b>114,926</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>22,818</b>
支払手形及び買掛金	11,802
短期借入金	1,196
未払金	4,609
未払法人税等	1,339
賞与引当金	2,224
役員賞与引当金	75
その他	1,570
<b>固定負債</b>	<b>5,318</b>
長期借入金	383
リース債務	240
繰延税金負債	566
役員退職慰労引当金	464
退職給付に係る負債	2,300
その他	1,364
<b>負債合計</b>	<b>28,137</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>83,379</b>
資本金	8,108
資本剰余金	4,920
利益剰余金	72,287
自己株式	△1,936
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,803</b>
その他有価証券評価差額金	2,813
退職給付に係る調整累計額	△9
<b>非支配株主持分</b>	<b>605</b>
<b>純資産合計</b>	<b>86,789</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>114,926</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		138,222
売上原価		104,585
売上総利益		33,637
販売費及び一般管理費		25,554
営業利益		8,082
営業外収益		
受取利息	46	
受取配当金	234	
助成金収入	69	
不動産賃貸収入	25	
その他	204	581
営業外費用		
支払利息	24	
不動産賃貸原価	13	
損害賠償金	83	
その他	37	158
経常利益		8,505
特別損失		
固定資産除却損	41	
減損損失	18	
投資有価証券評価損	15	75
税金等調整前当期純利益		8,429
法人税、住民税及び事業税	2,653	
法人税等調整額	△81	2,572
当期純利益		5,857
非支配株主に帰属する当期純利益		46
親会社株主に帰属する当期純利益		5,810

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>22,578</b>
現金及び預金	10,879
受取手形	197
売掛金	7,728
有価証券	695
棚卸資産	2,001
その他	1,108
貸倒引当金	△32
<b>固定資産</b>	<b>47,378</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>24,182</b>
建物	9,574
構築物	364
機械及び装置	3,592
車両運搬具	158
工具、器具及び備品	1,781
土地	8,060
リース資産	303
建設仮勘定	347
<b>無形固定資産</b>	<b>951</b>
ソフトウェア	489
のれん	129
その他	332
<b>投資その他の資産</b>	<b>22,244</b>
投資有価証券	7,948
関係会社株式	12,108
関係会社長期貸付金	1,033
破産更生債権等	153
その他	1,309
貸倒引当金	△308
<b>資産合計</b>	<b>69,956</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>14,104</b>
買掛金	3,916
短期借入金	490
関係会社短期借入金	4,600
1年内返済予定の長期借入金	386
リース債務	125
未払金	2,587
未払法人税等	409
賞与引当金	1,027
役員賞与引当金	27
その他	533
<b>固定負債</b>	<b>2,194</b>
長期借入金	373
リース債務	209
退職給付引当金	105
役員退職慰労引当金	241
長期預り保証金	440
繰延税金負債	605
その他	218
<b>負債合計</b>	<b>16,298</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>50,870</b>
資本金	8,108
<b>資本剰余金</b>	<b>4,757</b>
資本準備金	3,168
その他資本剰余金	1,589
<b>利益剰余金</b>	<b>39,940</b>
その他利益剰余金	39,940
固定資産圧縮積立金	59
別途積立金	761
繰越利益剰余金	39,119
<b>自己株式</b>	<b>△1,936</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,787</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>2,787</b>
<b>純資産合計</b>	<b>53,658</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>69,956</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		55,847
売上原価		33,977
売上総利益		21,869
販売費及び一般管理費		18,848
営業利益		3,021
営業外収益		
受取利息	44	
受取配当金	3,110	
受取手数料	15	
その他	94	3,264
営業外費用		
支払利息	41	
損害賠償金	42	
その他	19	103
経常利益		6,181
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	21	21
特別損失		
固定資産除却損	27	
減損損失	5	32
税引前当期純利益		6,170
法人税、住民税及び事業税	984	
法人税等調整額	△23	961
当期純利益		5,209

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。





## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社トーカイ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西松 真人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 達治

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーカイの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーカイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社 トーカイ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西松 真人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 達治

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーカイの2023年4月1日から2024年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上



# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の収集を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、基本方針決定時の取締役会の決議に基づく内容と変更がないことを確認いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

株式会社トーカイ

監査等委員会

常勤監査等委員

村木 利光 ㊞

監査等委員

川添 衆 ㊞

監査等委員

宇野 裕 ㊞

(注) 監査等委員川添衆及び宇野裕は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



## 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月下旬
基準日	定時株主総会・期末配当／毎年3月31日 中間配当／毎年9月30日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 <電話> 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間9:00~17:00 (土日祝日を除く) <a href="https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/">https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/</a>
一単元の株式の数	100株
上場金融商品取引所	東京証券取引所 プライム市場
公告方法	電子公告によります。 ただし、電子公告によることができない やむを得ない事由が生じた場合は、 日本経済新聞に掲載いたします。 電子公告のホームページアドレス <a href="https://www.tokai-corp.com/finance/">https://www.tokai-corp.com/finance/</a>

各種株式事務のお問い合わせについては、以下の当社ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.tokai-corp.com/finance/stocks/info/>

## 株主優待制度のご案内

毎年3月31日現在、株主名簿に記載された株主様に対し、その時点における保有株式数及び保有期間に応じて、次の基準のとおり株主優待品を贈呈いたします。(画像はイメージです。)

	保有期間1年未満の株主様	保有期間1年以上の株主様
100株以上1,000株未満	トーカイオリジナルカレー 3人前	トーカイオリジナルカレー 3人前もしくは 岐阜県の名産品等 (1,000円相当) の中から一品選択
1,000株以上10,000株未満	トーカイオリジナルカレー 9人前	トーカイオリジナルカレー 9人前もしくは 岐阜県の名産品等 (3,000円相当) の中から一品選択
10,000株以上	トーカイオリジナルカレー 15人前	トーカイオリジナルカレー 15人前もしくは 岐阜県の名産品等 (5,000円相当) の中から一品選択

トーカイオリジナルカレー



岐阜県の名産品の一例



飛騨高山ラーメンなないろ (1,000円相当)

明方ハム (3,000円相当)

飛騨牛ハンバーグ (5,000円相当)

※保有期間に関わらず、優待品の贈呈に代えて「社会貢献活動への寄付」を選択することができます。

## 株主優待のお申込みと商品のお届け時期について

毎年6月開催の定時株主総会終了後に、株主優待関連書類をお送りしております。

お手元に届いた申込みはがきを8月31日(土)までにご返送ください。(必着)

### お申込み時期

7月末までの申込み受付

8月末までの申込み受付

### 商品の発送時期

8月下旬以降に順次発送

9月下旬以降に順次発送

※ご選択いただいた商品によっては、生産時期の都合により発送時期が遅れる場合がございます。予めご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

# 株主総会会場ご案内図



## 交通のご案内

- JR東海道本線「岐阜駅」下車 北へ徒歩約25分
- 名鉄名古屋本線「名鉄岐阜駅」下車 北西へ徒歩約25分
- 駅からバスをご利用の場合  
乗り場 JR岐阜駅中央北口バスターミナル⑨番 / 名鉄岐阜駅前バス乗り場⑤番  
路線 岐阜バス 岐阜大学・病院線 [行先番号C70]  
「本郷町」下車 東へ徒歩約2分  
行先番号C70の直行便、快速便及び清流ライナーは、「本郷町」に停車いたしませんので、ご注意ください。

(注) 会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。